

★ インフルエンザ予防接種説明書

インフルエンザ予防接種を受ける前に必ず読みましょう。**インフルエンザとは？**

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。

さらに、インフルエンザが大きく流行した年には、特に高齢者の冬季の死亡数が普段の年より多くなるという点でも普通の風邪とは異なります。

インフルエンザの予防法は？

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。

また、インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染します。インフルエンザが流行したら、人込みは避け、外出時にはマスクを着用しましょう。室内では加湿器などを使い湿度を上げることや、窓を開けるなど換気に努めましょう。

日ごろから、「手洗い」を徹底し、十分な栄養や休息をとることも大事です。

インフルエンザ予防接種の有効性は？

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5ヶ月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までの間に接種を受けておくことが望ましいとされています。

インフルエンザ予防接種の副反応は？

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

予防接種を受ける前の確認は？

このインフルエンザ予防接種説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市町の担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。また、現在治療中の病気がある方は事前にその病気の主治医にインフルエンザの予防接種を受けてよいか必ず確認してください。

法律に基づくインフルエンザの予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセント（説明と同意）がない場合には、医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解をした上で予診票のインフルエンザ予防接種希望書に自署して接種してください。

なお、令和4年度から新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が実施可能になりました。実施については、担当の医師にご相談ください。

予防接種を受けることができない人は？

①接種当日、明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃を超える場合を指します。

裏面も必ずお読みください。

②重篤な急性疾患にかかっている人

急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーショックを呈したことが明らかな人

「アナフィラキシーショック」とは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④過去のインフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹（ほっしん）等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある人

⑤その他、医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断された人

上の①～④に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人は？

- ① 心臓病、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限されている程度の障害を有する人
- ② ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

予防接種を受けた後の注意事項は？

- ① 予防接種を受けた後**30分間**は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは**24時間以内**に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが（接種後1時間を経過すれば可能）、**注射した部位を強くこすことはやめましょう。**
- ④ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、ワクチン接種後**24時間**は激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。

予防接種を受けない場合は？

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

副反応が起こった場合は？

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に他の病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すぐに医師（医療機関）の診療を受けてください。

健康被害の救済制度は？

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。